

令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和6年6月4日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時26分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委 員 野村 浩子

委 員 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

委 員 西井 孝明

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 肇夫

生涯学習部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 穂月 基

教職員人事課担当課長 松本 真爾

指導課長 新田 憲

教職員人事課課長補佐 須藤 良

教職員人事課長 武田 充功

教育環境整備推進室担当課長 木上 浩

教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太

教育環境整備推進室課長補佐 山崎 実

教育環境整備推進室担当課長 井川 秀雄

指導課担当課長 北村 美幸

庶務課課長補佐 桐生 真由美

庶務課経理係長 豊本 欽規

庶務課職員 曽根 一真

支援教育課担当課長 伊藤 琢也

庶務課課長補佐・庶務係長 葛山 久志

支援教育課指導主事 鈴木 陽子

庶務課職員 和地 祥太

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 長谷川 俊太

【署名人】

教育長職務代理者 田中 雅文

委 員 西井 孝明

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 2名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.5は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第2号に該当するため、報告事項No.6は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第2号に掲げる公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7

条第2号に該当するため、議案第9号及び議案第10号は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの議案等を非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜承認＞

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの議案等は、非公開とすることに決定いたしました。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と西井委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 陳情第2号の報告について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Iに入ります。

報告事項No. 1 「陳情第2号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー01、報告事項No. 1のファイルをお開きください。

資料につきましては、教育委員の皆様には、事前送付しておりますので、原稿を読み上げることは省略いたしますが、陳情の要旨は、「令和7年度川崎市立川崎高等学校及び中学校の合格発表（繰上げ合格を含む）を令和7年2月10日以前に前倒しをお願いいたします」とするものでございます。

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

よろしくお願いいいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今報告がありました陳情第2号の取扱いにつきましては、今後審議していくということでよろしいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項N o. 2 令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況（速報値）について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項N o. 2「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況（速報値）について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願ひいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

それでは、よろしくお願ひいたします。

ファイルナンバー02、報告事項N o. 2のファイルを御覧ください。

「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験」の応募状況について、報告させていただきます。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、速報値で、小学校は、401名で1.7倍。中学校／高等学校は、小計445名で2.8倍。高等学校（工業）は、3名で1.2倍。（福祉）は、5名で2.0倍。特別支援学校は、61名で2.7倍。養護教諭は、88名で7.0倍となりました。

令和7年度採用予定者の応募人数の合計は、1,003名となりました。また、応募倍率は、前年度比1.0ポイント減の2.3倍となりました。

下の表、令和8年度採用予定の「大学3年次在籍者推薦」につきましては、応募人数が58名で、応募倍率は1.2倍となりました。

2ページを御覧ください。今年度の日程ですが、第1次試験は、7月7日日曜日に実施いたします。市内2会場に、愛知会場、兵庫会場、宮城会場を加えた合計5会場で実施いたします。

第2次試験は、実技試験を8月6日火曜日に、面接試験を8月13日火曜日から9月20日金曜日まで行います。合格発表を10月16日水曜日に予定しております。

報告は、以上となります。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。これは、かなり昨年に比べても、応募倍率の点でいいますと、昨年に比べまして、少しやっぱり少ないなというのが率直な印象でありますけれども、昨年の状

況で辞退者も含めてね、かなり増えたということもありましたので、今年は同試験を実施していく中で、何かここはしっかりとやって、昨年と同じようなことにできるだけ、できる限りしないようにするというような、そういう観点で何か議論されている部分があつたら、ちょっとぜひ教えていただければありがたいなと思います。

【小田嶋教育長】

よろしくお願ひします。

【松本教職員人事課担当課長】

合格発表を10月に予定しているんですけども、その後すぐに意向確認ということをさせていただき、1月に採用前講習というような形で、合格者の方々に御案内をさせていただいた上で、川崎市にそのまま就職していただけるようにしていきたいと思っております。

【西井委員】

ぜひ、しっかりとコミュニケーションしていただきたいで、辞退者が少なくなるようにしていただきたいのと、とはいっても、今非常に採用とか就職の環境が、非常に言葉は悪いんですけども、売手市場というかね、そういう状況でもございますので、やはり次の打ち手。例えば、企業なんかだと、採用の回数をもう1回増やすとか、例えば、秋採用にするとか、もう1回半年ごとにやるとか、そういうことを必要に迫られてやったりするんですけど、やはりぜひひとつそういう次の打ち手も、ぜひ皆さんのお経験もあると思いますので、知恵をぜひ出していただきたいで、できる限り現場に穴が空かないようにしていただけるようにお願いしたいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。お分かりになつたらいいんですけど、教えていただきたいんですけど、特別支援学校の応募倍率が高いなと思うんです。特別支援学校、小学校にも特別支援級とかあるんですけども、特別支援学校の希望者の多い理由とか、そういうものは、耳にしているしやいますか。

もし分かったら、なぜここがそんなに多いのかなというのが、私の中で知りたいなと思うので、もし分かったら教えてください。

【松本教職員人事課担当課長】

これ、どういう、倍率が高いという。

【森川委員】

はい。受験者数の応募人数に比べて、小学校よりも多いように感じますので、受験するときに支援学校を選ぶ理由とか、何かもしお分かりになつたら。

【小田嶋教育長】

昨年度よりは少なくなっていますが、小学校なんかに比べると、応募人数が多いということの背景ということですね。

【森川委員】

小学校にも支援級とかあるんですけれども、やはり支援学校のほうが、多いんだなというのがちょっと知りたいと思いまして。

【松本教職員人事課担当課長】

大学のほうに説明会とかで回らせていただいているんですけども、支援学校を志望される方は、取得できる免許状が、取得できる大学にもう初めから決めて行っていらっしゃるという方が多いように感じております。要するに、支援学校に勤めたくて支援学校の免許状が取れる大学を選んで行かれているという方が多いので、その方々がそのまま受験をされているという、はい。

【森川委員】

ありがとうございます。それと、支援学校を目指して支援学校の特別な資格ありますよね。今、結構持つていらっしゃる先生が増えていますけども、その方たちは小学校のほうは、志望のほうには入れないで、支援学校に行って受験という感じなのでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

どちらも持たれている方ももちろんいらっしゃるんですけども、例えば、小学校免許状を取得しながら支援学校の免許状もということで、お持ちなんですかけれども、やはり御自身の意向が支援学校で、そういうお子さんたちに対する教育をということの意志が固まっている方が多いから、ただ既卒の方の中には両方をお持ちになって、はっきり言うとなかなか支援学校が受からないので、今年は小学校をチャレンジしてみますなどというお声も聞かれたりはしますが。

でも、支援学校を目指す方々、気持ちの強い方が多いかなと思われます。

【森川委員】

ありがとうございます。最近、本当にグレーゾーンのお子さんがとても増えています、小学校の中で対応に苦慮しているケースが多々あるので、小学校のほうでも支援学校を目指す気持ちちは十分發揮されるのではないかと思うので、質問させていただきました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

この特別支援の免許状を取れる大学が増えているということもありますかね。その辺の情報はありますか。

【松本教職員人事課担当課長】

新しく大学が増えているというところまでは確認していないんですけども、もともと取れる学校は、神奈川県内はじめ、近隣にはたくさんございますので、川崎に住まれている方もそちらの

都道府県の大学で免許状取得して川崎で受験されるという方はたくさんいらっしゃいます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

【西井委員】

ちょっと質問します。今の森川さんの御質問を受けて言うと、変な質問がいっぱいあるんですよ。これ倍率が2.0倍あるから、受からない方もいらっしゃるわけですね。特別支援学校のほうは。でも資格は持ついらっしゃって、まだ先生になっていないというのは、そういう方も結構世の中にいらっしゃるのですかね。

いやいや、つまり、質問というのは何か、要は、そういう方いらっしゃったら……。

【小田嶋教育長】

要するにここで受からなかつた方が、その後どうしているかという状況ですね。来年も。

【西井委員】

そうそう。だからそのグレーゾーンの生徒さんたちがいらっしゃるのに、支援学級のそういう立場で一般の小学校のところで、そういう教えられるとか、そういう方というのは、もしかするとこの試験以外に落ちた方もいらっしゃるんじゃないかと思って。

【小田嶋教育長】

サポーターで入っているとか。

【森川委員】

私と同じような教育サポーターで入っている方とか、あと非常勤とかで、来年、もう1回川崎受けますといって入ってきていて、通常の小学校を経験して、通常の小学校のほうにしようかなと考え方を変えてくださる方もいらっしゃいますし、いろいろなんんですけど。

【西井委員】

いいですよね。

【森川委員】

小学校のほうも、本当にグレーゾーンのお子さんとか増えていて、通常の学びでない学びを知っている先生のほうが、対応に知識が役立っている場合も、ケースも多々見受けられるので、もうちょっと小学校に来てほしいなと思って御質問させていただいたんですけども。

【西井委員】

先ほど御説明あったのは、とにかく合格したらちゃんと来てくださいよというフォローはするけど、落ちた人の中にも、こういうチャンスがあるんだけどという、そういう変な話ですけど、チャンス、勧誘というかね、そういうこともあると、今の一般の学校のところで、サポートに回

っていただけの方をちょっと充実させることができるんじやないかなとちょっとと思ったものですからね、すみません。

【小田嶋教育長】

おっしゃるとおりで、ここで学校が使えなかった方というのは貴重な川崎の教育を支えていただく方たちなので、すぐに臨任や非常勤に登録をお願いしたり、そういった学生さんだとサポートで現場の手伝いをしてもらってまた来年、そういう動きというのはもう、ずっとやっています。

【西井委員】

なるほど。それはすばらしいですね。とてもいいことだと思います。

【森川委員】

同僚にも何人かおっしゃったんですけど、今年受けますという方はいらっしゃいます。

【西井委員】

要は、やる気のある人が一番大事ですからね、やっぱりね。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

【田中教育長職務代理者】

これまで、この採用試験の応募人数を上げるための工夫とか努力、これまでずっとやってきましたよね。我々も議論しながら、工夫を考えてきましたけれども、こうやって実際数字を見てみると、特に小学校の部分が、かなり落ち込みが激しいというふうに思われるを得ないですね。昨年はまだ、倍率は減ったけれども、たしか募集人数も多かったので、倍率が減ったという状況だったかなと記憶しているのですが、今回は応募人数自体がかなり減っていて、ざっと計算すると25%減っているんですよね。4分の1減るというのは、かなり激減といつてもいいぐらいだと思うのです。

ですから、この方々が今、不合格の方もできるだけ魅力があるように引っ張っていくというの大事なんんですけど、それとともに合格した方が、とにかく川崎に就職していただけるように努力することが絶対的に必要だと思うんです。

我々教育委員も面接官になるので、頑張ろうと思いますけれども、例えば、過去数年間、川崎に採用された若い先生方に対し、面接を受けてみて、これで受かればぜひ川崎に行きたいというふうに思った条件、要するに面接を受けてみて、こんな面接されたんじゃ、何か受かってもつまんないなと思うんではなくて、何か自分たちに対する期待、そしてまた川崎市の学校教育が本当にすばらしいということが感じられるような、そういう面接ということができないかなと思います。私はその辺りの学校教育の専門じゃないので、今何がいいというのは言えないんですけども、面接の中心になられる先生方、お忙しいと思うんですけども、ぜひこれまでの何年かの間で合

格された先生方にちょっと話も聞いてみたりしながら、面接を受けてみてこういう点がよかつたとか、こういう点はうれしかったとか、こういう質問のされ方をすると嫌だなと思ったのか、これまでの面接をやり方でよかつた点と悪かった点を、経験者である先生方、若い先生方に聞いてみて、それを今年度の面接に生かしていくということができないかなと思うのです。多分、毎年御努力されているとは思うんですけど、今年度やっぱりこれだけ落ち込んでいると、とにかく合格した方は絶対に来ていただけるように、面接で努力するということが必要かなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【森川委員】

今の田中委員の話を受けてなんですけれども、面接官を昨年やらせていただきました。特別支援学校を受けられた方たちに、最後の事務局の方が支援学校のための学びは通常の小学校でも、本当とても難しくなっていますので、十分発揮できるというアンウンスを、普通の小学校でも発揮できると一言していただけだと。小学校の非常勤としては、考えていただけないかなと思いますので、一言添えていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願ひいたします。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 3「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルをお開きください。

「市長の専決事項の指定について第4項による専決処分」についてでございますが、議決年月日、工事名、契約の相手方は、記載のとおりでございます。

変更事項は、契約金額及び完成期限でございまして、変更前の契約金額は、21億7,800万円、変更後の契約金額は、23億6,623万6,400円、変更前の完成期限は、令和6年3月29日、変更後の完成期限は、令和7年2月28日でございます。

専決処分年月日は、令和6年3月28日でございます。

変更理由は、工事中の水路機能保全及び歩道等の安全性確保の検討等に期間を要したため、完成期限の変更及び令和4年3月の公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置、川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づき契約金額の変更を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。

あらゆる工事は全て、計画があって、そして予算があって出てくると思うのですが、諸般の事情で、例えば、非常に物価の高騰だとか、それも日頃聞いているんですけども、この件が小学校の校舎増築で2億以上も増えた。そのもうちょっと詳しい説明を聞かせていただけたらと思います。

以上です。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

工事を始めまして、着工してから工事車両が入る道路の前面部のところに、支障物が道路下に埋まってございました。その安全性を確認するために、何度も所管局と打合せをしている中で、工期が長くなつたということも1つ、工事が延長になったという理由の1つになってございます。

【小田嶋教育長】

工期が長くなつたことで2億増えた背景、原因というか、要因、それを質問されているんだと思うんですけど。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

工期が伸びたことによって、工事の遅延、建築コストの高騰、その期間に建築コストの高騰もありましたし、あと、水路機能保全等の対策に伴う金額等も増えたということです。

【芳川委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【西井委員】

御説明をお聞きしていて、1年も工期が伸びるというぐらい上がっちゃうのは、致し方ないのかなというふうに思います。

私がちょっと気になりましたのは、決裁を最初に受けられて、令和4年の決議をされて、それ

で完工が、完成期限が今年の3月29日で、市長専決がその前日ぐらいと。つまり、今の話だと工事の初期の段階でちょっとこの期間では間に合わないというのが、もうちょっと手前で分からなかつたのでしょうか。つまり、何かもう期限がぎりぎりだから、ここで決議しましたみたいなね。

つまり、そのプロセスの遅れみたいなものについて、やっておられることについて、きちんと、これだけ延びちゃうので半年、1年いっちゃんよねということの中で、もうちょっと早くこれ、決議、専決なのか分かりませんが、できるんじゃないかなとちょっと思ったものですからね。少しやっぱり何かこう、駆け込み的に最後のところでこれを決議、専決で市長にやってもらうということ以外に、プロセス管理みたいなところに対して、我々の事務局がもう少し関与して、早め早めに決めていったり、工事をしていったりすることというのは、大事なんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと気になりました、そこは。指摘をしたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

専決のタイミングの問題。何か事情などあるかと思うんですけど、室長から発言をお願いします。

【吉永教育環境整備推進室長】

教育環境整備推進室長の吉永と申します。今の、もうちょっと早く分からなかつたのかという御質問につきましては、前年度に、1月なんですかけれども、議会でも、こちらの教育委員会でもこういったスケジュールで行きますというところを御報告させていただいて。あと、補正が伴うような案件でしたので、3月議会の補正を出した後に専決処分をする必要がありましたので、こういったスケジュールになってございます。

以上でございます。

【西井委員】

ありがとうございます。明確ですごく分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 4「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長、教育環境整備推進室担当課長からお願いいいたします。

【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 4 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー04-1、報告事項No. 4のファイルをお開きください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

「1 専決した事項」でございますが、初めに「(1) 件名」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。

次に、「(2) 内容」は、「令和6年第2回市議会定例会に提出を予定する次の議案のうち、教育に関する事務の部分について、異議のない旨の意見を提出した」もので、専決を行った議案は記載のとおりでございます。

議案第94号、議案第103号、議案第104号につきましては、令和6年4月10日の教育委員会定例会で説明しておりますので、本日は議案第107号及び議案第115号について、御説明いたします。

初めに、議案第107号「宮前平中学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、教育環境整備推進室担当課長から御説明申し上げます。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第107号「宮前平中学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー04-4、報告事項No. 4資料4のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

初めに、工事請負契約の概要でございます。

工事名は、「宮前平中学校校舎増築その他工事」、工事場所は、川崎市宮前区宮前平二丁目7番地、契約の方法は、一般競争入札、契約金額は、6億6千万円、完成期限は、令和7年10月15日、契約の相手方は、「株式会社 喜美代建設」でございます。

2ページ、参考資料の「工事概要」を御覧ください。

本工事は、今後の生徒数の増加に伴う教室数の不足が見込まれることから、良好な教育環境の確保のため、校舎の増築を行うものでございます。

「1の構造・規模」、「2の主要室名」につきましては、記載のとおりでございます。

3ページ、案内図を御覧ください。

図面の中央、赤色の部分が工事場所で増築する中学校でございます。

4ページ、配置図を御覧ください。赤い線で囲まれた場所が今回の計画敷地となります。図面の左下、グレー部分が増築校舎でございます。

5ページを御覧ください。1階平面図でございます。青色の部分が管理諸室、黄色の部分が特別支援教室でございます。

6ページを御覧ください。2階、3階、及び屋上階平面図でございます。青色の部分が管理諸室、緑色の部分が特別教室でございます。屋上には将来、設備機器や太陽光発電設備等を設置可能な計画としております。

7ページに各方位から見た立面図を、8ページに断面図を、9ページに南側から見た完成予想図を添付してございます。

なお、増築校舎への機能移転に伴い、既存校舎の一部において改修工事を令和7年度以降に予定しております。

説明は、以上でございます。

【細見庶務課長】

次に、議案第115号「令和6年度川崎市一般会計補正予算」について、御説明申し上げます。ファイルナンバー04-5、報告事項No.4資料5のファイルをお開きいただき、6ページを御覧ください。

令和6年度川崎市一般会計補正予算についてでございますが、13款、教育費を9,632万円増額し、総額を1,335億7,393万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、7ページを御覧ください。

「学校教育指導費」の「小学校自然教室運営事業費」及び「中学校自然教室運営事業費」でございますが、八ヶ岳少年自然の家で実施する自然教室のバス代が高騰しているため、児童生徒の移動のためのバス運行に係る委託料を増額するものでございます。

「令和6年度川崎市一般会計補正予算」の説明は、以上でございます。

恐れ入りますが、ファイルナンバー04-1、報告事項No.4のファイルにお戻りください。

「2 専決を行った日」でございますが、令和6年5月20日でございます。

2ページを御覧ください。

令和6年第2回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分におきまして、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、3ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

今回、御報告いただいている趣旨と少しずれてしまうと思うのですが、この機会に少し意見をお伝えしたいなと思うところがありまして、手を挙げさせていただきました。宮前平中学校の校舎の増築に関してです。資料で言うと4-4です。

このようにもう、校舎の内部、造りとかも決まっている上でのことなので、今後もしこういうことがあったときに、という意見なんですけれど、ここに特別支援級の教室が入るということになっています。離れのようなどころに、特別支援教室だけが持てこられていて、ほかにあるのは特別教室だったりして、そうすると通常級に在籍しているお子さんとの若干、交流級がある子はそのやり取りもあると思うんですけれども、日常生活の中に特別支援に属するお子さんがいる

という校舎の造り自体が、風景として、特別支援級に在籍している教室は別にあるという日常自分が、インクルーシブではないと私は考えているんです。どうしても増築、増築するので、どのクラスをどこに配置して振り分けるかというところは、いろいろな考え方があると思います。

ただ、その中でどこを取り出すかと考えたときに、今回もしかしたら今の特別支援級が使い勝手が悪いから、新しい校舎で使い勝手がいい教室にしたいとか、いろいろな背景もあるかと思うんですけど、特別支援級を新しいところにぼこっと移すという状況というのは、常にどんな人も世の中にいるという状況を、校舎の造りとしてインクルーシブな考え方にしていきたいと私は個人的に思っているんです。ですので今後、増築を考えたときに、新しい校舎にどの教室を持ってくるのかというところについては、もう少し慎重に考えていただきたいなというのが意見です。

失礼いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御意見として承りつつ、多分学校ともいろいろな協議しながら決定していくことだと思いますけど、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

7 議事事項 I

議案第8号 令和7年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

議案第8号「令和7年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」の説明を、支援教育課担当課長、お願ひいたします。

【伊藤支援教育課担当課長】

それでは、議案第8号の「令和7年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」、御説明させていただきます。

本要綱は、市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の志願資格、募集地域、募集人数等について定めたものでございます。

初めに、概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー05-1、議案第8号資料1のファイルをお開きいただきまして、「令和7年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜（概要）」を御覧ください。

資料左上の「1 基本的な考え方」でございますが、「（1）障害のある幼児及び生徒の学びの場を用意すること」、「（2）志願資格を確認し、該当する幼児及び生徒を全て受け入れること」、「（3）障害のある幼児及び生徒が自宅に近い特別支援学校に受け入れられること」としております。

次に、「2 川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部入学者選抜要綱（一部抜粋）」について、御説明いたします。表の左側中段にございます、前期選抜の欄、青色の部分を御覧ください。

初めに、「(1) 志願資格」につきましては、知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門、訪問教育部門、聴覚障害教育部門において、障害の状態や程度等に応じて、表に記載のとおりとしています。

また、中央支援学校高等部分教室の志願資格につきましては、「軽度の知的障害等がある者」及び「集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者」、「自力で通学が可能な者」としており、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部の知的障害教育部門とは異なっております。

次に、「(2) 募集地域」につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部の知的障害教育部門において、一つの学校に志願者が集中しないよう、指定地域と調整地域を定めております。また、中央支援学校高等部分教室においては「川崎市全域」、田島支援学校高等部肢体不自由教育部門及び訪問教育部門においては「川崎区・幸区の一部」、聾学校においては「原則として川崎市全域」としております。

次に、「(4) 志願相談」につきましては、志願資格等を確認するために、志願を予定している特別支援学校で受けることとしております。

次に、「(5) 選抜方法」につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部の知的障害教育部門において、志願者が募集人数を上回った場合、選抜日に抽せんを実施し、合格者を決定することとしております。また、中央支援学校高等部分教室及び田島支援学校高等部肢体不自由教育部門及び訪問教育部門、聾学校においては、検査により合格者を決定しております。

続いて、表の左側下段にございます後期選抜の欄を御覧ください。

後期選抜につきましては、表の欄外に記載しておりますとおり、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部、中央支援学校高等部分教室の知的障害教育部門において、前期選抜の合格者決定後、募集人数に空きのある学校のみが実施をいたします。

次に、「(1) 志願資格」につきましては、前期選抜を受検した者のうち入学が決まらなかった者としております。

次に、「(2) 募集地域」につきましては、川崎市全域としております。

なお、後期選抜において、入学先が決まらなかった者につきましては、表の欄外に記載しておりますとおり、県立特別支援学校が実施する二次募集に志願することが可能となっております。

次に、参考資料として、ファイルナンバー05-2、議案第8号資料2のファイルには、「川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜の流れ」を添付しておりますので、併せて御確認ください。

続いて、議案について御説明いたします。ファイルナンバー05、議案第8号のファイルを御覧ください。

ただ今概要を御説明いたしました「令和7年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」でございます。本要綱に基づき、令和7年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜を行ってまいります。また、教育委員会での可決後に、市ホームページ等で周知してまいります。

なお、募集人数につきましては、特別支援学校と志願者の状況を勘案して、教育長が別に定め

ることとしており、前期選抜においては令和6年1月以降に、後期選抜においては前期選抜の合格通知発送日以降に公表する予定となっております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。言葉の確認なんですけれども、通常学校教育では、小学校は児童といい、中・高は生徒と呼ぶと思うのですが、この議案の中では、幼児及び生徒と書かれていて、小学校以上に相当する子どもたちは児童という言葉は使わず、全部生徒という用語で呼んでいるという理解でよろしいですか。

【伊藤支援教育課担当課長】

そのとおりでございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

例年こうだったら気づかなくて申し訳なかったんですけど、少し細かいところ確認させてください。

入学選抜要綱の募集地域のところに、中央支援小学校分教室と川崎市全域とあって、聾学校と聾学校幼稚部の場合は、原則としてというものがついた上での川崎市全域となっていますが、この違いについてお聞きしたいのですが。

【伊藤支援教育課担当課長】

ありがとうございます。特別支援学校、中央支援学校の分教室につきましては、志願資格のところで、同じ知的障害教育部門の田島支援学校と中央支援学校と大きく異なっております。対象としているお子さんが比較的障害の軽度なお子さんでございますので、ここに書いてございますような、将来企業就労を希望する者ということで、かなり志願資格のほうも限定的に定めておるところでございます。そういう中でこの志願資格に該当する生徒さんにつきましては、川崎市全域から募集のほうを募っているところでございます。

聾学校につきましては、原則としてというふうな記載がございますけれども、県内に、県立または市立の聾学校がございます。地域によっては、例えば横浜から川崎の聾学校に来られる方、

また川崎にお住まいの方でも横浜の聾学校等に通われる方もいらっしゃいますので、そういった意味で原則としてということで定めてございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

＜挙手＞

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

傍聴人の方に申し上げます。

これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室いただくよう、お願ひいたします。

＜以下非公開＞

8 報告事項Ⅱ

報告事項N o. 5 陳情第3号の報告について

伊藤庶務課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議で確認の上、陳情第3号は今後審議を行うことが決定された。

報告事項N o. 6 陳情第8号（令和5年度）に係る調査結果について

新田指導課長が説明した。

報告事項N o. 6 は終了した。

9 議事事項Ⅱ

議案第9号 行政文書一部不開示処分取消請求控訴事件について

井川教育環境整備推進室担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第9号は原案のとおり可決された。

議案第10号 公文書開示請求に係る審査請求の裁決について

細見庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第10号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(15時26分 閉会)